令和７年度

第１２回教育委員会（定例）

令和８年１月２３日提出

丹波篠山市教育委員会

（議事日程）

日　程　令和　８年　１月２３日　　午後２時００分～
場　所　市役所第２庁舎３階　２－３０１・３０２会議室

開会あいさつ

開会宣言　　時　　分

日程第１　第１１回会議録の報告・承認

日程第２　会議録署名委員指名
番委員（　　委員）

日程第３　会期の決定　自 令和　８年　１月２３日　至 令和　８年　　月　　日　日間

日程第４　承認事項
第　６号　丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について
（社会教育・文化財課）・・・１頁
第　７号　丹波篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について
（社会教育・文化財課）・・・４頁
第　８号　みどり賞被表彰者の決定について　（教育総務課）・・・７頁

日程第５　議案
第２４号　丹波篠山市立篠山養護学校の校名変更に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について　（教育総務課）・・・９頁
第２５号　丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について　（教育総務課）・・・10頁
第２６号　丹波篠山市早期発達支援室運営要綱の一部を改正する要綱の制定について
（教育総務課）・・・11頁
第２７号　丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
（教育総務課）・・・12頁
第２８号　丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
（子育て企画課）・・・13頁
第２９号　丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を市長に提案することについて　（子育て企画課）・・・15頁
第３０号　丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例を市長に提案することについて　（子育て企画課）・・・27頁
第３１号　丹波篠山市乳児等支援給付認定等に関する規則の制定について
（子育て企画課）・・・28頁
第３２号　丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて　（子育て企画課）・・・37頁

第３３号　篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて　（子育て企画課）・・・39 頁
第３４号　丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて　（子育て企画課）・・・41 頁
第３５号　丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条例を市長に提案することについて　（社会教育・文化財課）・・・43 頁
第３６号　丹波篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて　（中央公民館）・・・46 頁
第３７号　令和７年度補正予算（１１号補正）案を市長に提案することについて　（教育総務課）・・・48 頁
第３８号　令和７年度３月補正予算案を市長に提案することについて　（教育総務課）・・・49 頁
第３９号　令和８年度当初予算案を市長に提案することについて　（教育総務課）・・・50 頁

日程第６　協議事項
第　９号　「令和８年度丹波篠山の教育」（案）について　（教育総務課）・・・51 頁

日程第７　報告事項
１　寄附採納について　（教育総務課）・・・52 頁
２　後援名義の承認について　（教育総務課）・・・53 頁
３　小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について　（学校教育課）・・・54 頁
４　令和７年度１月小・中・特別支援学校定例校長会について　（学校教育課）・・・57 頁
５　丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校　学習者用一人一台端末購入契約について　（教育研究所）・・・58 頁
６　（仮称）城東認定こども園新築工事請負契約について　（保育教育課）・・・60 頁
７　令和７年度第２学期学校給食異物混入状況について（学校給食センター）・・・62 頁
８　令和８年度 児童クラブの入所申し込み状況について　（子育て企画課）・・・64 頁
９　令和８年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園申し込み状況について　（保育教育課）・・・66 頁
１０　丹波篠山市４文化施設の指定管理者の指定について　（社会教育・文化財課）・・・69 頁
１１　丹波篠山映像祭２０２６の開催について　（中央図書館）・・・70 頁
１２　教育長報告　・・・73 頁

《次回定例会》
教育委員会(定例)　日程：令和８年２月 12 日（木）14:00～　場所：市役所第２庁舎３階 2-301・302 会議室

承認第６号

丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について

丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画を変更したことについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第１項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので、教育委員会の承認を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

専　決　処　理　書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第１項の規定に基づき、丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の変更に関し専決処理した。

理由：丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の変更については、１２月１６日に開催した丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会において審議し、承認された。

保存計画の変更は、丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成１５年篠山市条例第４４号）第３条及び丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第４条第１９号の規定により議決事項となっているが、年内に保存計画を変更し、伝統的建造物として特定しなければ税制面での優遇措置が受けられないため、１２月中に特定物件として指定する必要があるとともに、臨時教育委員会を開催する時間的余裕がないと認め専決処理とした。

令和７年１２月２４日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

≪変更の詳細については次頁≫

丹波篠山市教育委員会告示第１８号

丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を次のように変更する。

令和７年１２月２４日

丹波篠山市教育委員会

記

１　変更内容

伝統的建造物の追加及び環境物件の抹消に伴い、丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画のうち、別表１（伝統的建造物（建築物）一覧）、別表２（伝統的建造物（工作物）一覧）、別表３（環境物件一覧）、別図２（伝統的建造物（建築物）位置図）、別図３（伝統的建造物（工作物）位置図）、別図４（環境物件位置図）の変更を行う。

２　新たに特定する伝統的建造物並びに環境物件の一覧

No.	区分	名称	保存計画番号	種別	員数	所在地	原因
1	追加	新家家住宅	上41－B	建築物　離れ	1	河原町53	特定同意
2	追加	新家家住宅	上41－C	建築物　土蔵	1	河原町53	特定同意
3	追加	新家家住宅	上41－G	工作物　塀	1	河原町53	特定同意
4	抹消	森本家住宅	下01－H	環境物件　樹木	1	河原町214-1	枯死

３　変更に伴う特定物件の件数

項　　目	伝統的建造物		環境物件	特定物件総　数
	建築物	工作物		
保存対策調査時の候補物件	２４２	７２	１０７	４２１
変 更 前	２２７	６５	７４	３６６
変更に伴う増減数	2	1	△１	2
変 更 後	２２９	６６	７３	３６８
※参考(選定時件数)	（１７４）	（５１）	（６８）	（２９３）

承認第７号

丹波篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について

丹波篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画を変更したことについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第１項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので、教育委員会の承認を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

専　決　処　理　書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第１項の規定に基づき、丹波篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の変更に関し専決処理した。

理由：丹波篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の変更については、１２月１６日に開催した丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会において審議し、承認された。

保存計画の変更は、丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成１５年篠山市条例第４４号）第３条及び丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第４条第１９号の規定により議決事項となっているが、年内に保存計画を変更し、伝統的建造物として特定しなければ税制面での優遇措置が受けられないため、１２月中に特定物件として指定する必要があるとともに、臨時教育委員会を開催する時間的余裕がないと認め専決処理とした。

令和７年１２月２４日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

≪変更の詳細については次頁≫

丹波篠山市教育委員会告示第１９号

丹波篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を次のように変更する。

令和７年１２月２４日

丹波篠山市教育委員会

記

１　変更内容

伝統的建造物群の追加に伴い、丹波篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画のうち、別表１（伝統的建造物一覧）、別図２（伝統的建造物位置図）の変更を行う。

２　追加する伝統的建造物については以下のとおり。

No.	名称	保存計画番号	種別	員数	所在地	原因
1	旧麻田家住宅	下 05－A	建築物　主屋	1	福住 382	特定同意
2	旧麻田家住宅	下 05－C	建築物　土蔵	1	福住 382	特定同意
3	旧麻田家住宅	下 05－D	建築物　納屋	1	福住 382	特定同意

３　変更に伴う特定物件の件数

項　目	伝統的建造物		環境物件	合　計
	建築物	工作物		
保存対策調査時の候補物件	２１５	６５	２３	３０３
変更前	１７５	５５	２２	２５２
変更に伴う増減数	3	0	0	3
変更後	１７８	５５	２２	２５５
※参考（選定時件数）	１５０	５２	２１	２２３

承認第８号

みどり賞被表彰者の決定について

みどり賞被表彰者を決定したことについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第１項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので、教育委員会の承認を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

令和７年度「みどり賞」被表彰者一覧（追加分）

No.	団体・個人名	団体・個人概要
１１	丹波篠山市立西紀北小学校	構成員４名 （現６年生４名）

◇ 功　績　調　書 ◇

１１　丹波篠山市立西紀北小学校（たんばささやましりつにしききたしょうがっこう）

当該校は、令和７年に実施された「ふるさとひょうごＳＤＧｓスクールアワード２０２５」の小学校部門で、最優秀賞を受賞した。

専　決　処　理　書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第１項の規定に基づき、みどり賞被表彰者の決定について専決処理した。

理由：みどり賞被表彰者の決定については、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第４条第１７号の規定において、教育委員会の議決事項となっており、令和７年１２月５日開催の選考委員会後、令和７年１２月１８日開催の１２月定例教育委員会で可決いただいたところである。

しかしながら、選考委員会開催以降に、丹波篠山市立西紀北小学校が「ふるさとひょうごＳＤＧｓスクールアワード２０２５」の小学校部門において最優秀賞を受賞することが判明した。

当該団体は、①明らかに推薦基準を満たしていること、②再度、選考委員会、教育委員会にかける時間がないことから、教育長による専決処理によりみどり賞被表彰者に決定した。

令和８年１月６日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

議案第２４号

丹波篠山市立篠山養護学校の校名変更に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について

丹波篠山市立篠山養護学校の校名変更に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第１１号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市立篠山養護学校の校名変更に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

（丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正）
第１条　丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則（平成１１年篠山市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。
別表第１中「篠山養護学校」を「ささやま支援学校」に改める。
（丹波篠山市立特別支援学校規則の一部改正）
第２条　丹波篠山市立特別支援学校規則（平成１１年篠山市教育委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。
第１条中「丹波篠山市立篠山養護学校」を「丹波篠山市立ささやま支援学校」に改める。
（丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の一部改正）
第３条　丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則（平成１６年篠山市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。
別表中「篠山養護学校」を「ささやま支援学校」に改める。

附　則
この規則は、令和８年４月１日から施行する。

議案第２５号

丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第１１号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則

丹波篠山市公の施設使用料条例施行規則（平成１４年篠山市規則第２５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第８号中「丹波篠山市立篠山養護学校」を「丹波篠山市立ささやま支援学校」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

議案第２６号

丹波篠山市早期発達支援室運営要綱の一部を改正する要綱の制定について

丹波篠山市早期発達支援室運営要綱の一部を改正する要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第１１号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市早期発達支援室運営要綱の一部を改正する要綱

丹波篠山市早期発達支援室運営要綱（平成３１年篠山市教育委員会要綱第２号）の一部を次のように改正する。

第４条中「丹波篠山市立篠山養護学校」を「丹波篠山市立ささやま支援学校」に改める。
第５条第２項第２号中「篠山養護学校」を「ささやま支援学校」に改める。
第９条第１項中「篠山養護学校長」を「ささやま支援学校長」に、「篠山養護学校教頭」を「ささやま支援学校教頭」に改める。
第１１条第３項中「篠山養護学校」を「ささやま支援学校」に改める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

議案第２７号

丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市基金条例の一部を改正する条例

丹波篠山市基金条例（平成１１年篠山市条例第６８号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

三宅教育文化基金	教育文化の向上を図るため、次の金額を積み立てる。 １　予算に定める額 ２　基金から生ずる収入	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。

附表三宅教育文化基金の項を削る。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第２８号

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年丹波篠山市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第９条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１０条の見出し及び同条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１３条の見出しを「（虐待等の禁止）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１６条第６号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第７号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第１８条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第２０条第３項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項又は第２９条第１項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第２２条の次に次の１条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第２２条の２　子ども・子育て支援法第３０条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前２条の規定は適用しない。

第２６条後段を削る。

第２７条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第２９号

丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を市長に提案することについて

丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

丹波篠山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
　第１節　利用定員に関する基準（第３条）
　第２節　運営に関する基準（第４条－第３２条）
第３章　雑則（第３３条・第３４条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第５４条の３において準用する法第４６条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第３０条の２０第１項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第２条　特定乳児等通園支援事業者（法第５４条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第３０条の１４に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、兵庫県、市、特定教育・保育施設等（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設及び法第２９条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を

設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

第３条　特定乳児等通園支援事業者は、１時間当たりの利用定員（法第５４条の２第１項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第３０条の１６に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して１月当たりの利用定員を定めるものとする。

第２節　運営に関する基準

（面談）

第４条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第１９条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第１２条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、第１項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第５条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第３０条の１５第３項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第５４条の３において準用する法第５４条第１項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第７条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第３０条の１５第３項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第２８条の２４各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第８条　特定乳児等通園支援事業者は、法第３０条の１５第１項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第９条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第５６条第１項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第１０条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第２７条第１項に規定する特定教育・保育及び法第２９条第１項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第１１条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第１２条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第３０条の２０第５項（法第３０条の２１第３項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条に

おいて同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第３０条の２０第３項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1)　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2)　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3)　食事の提供に要する費用

(4)　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5)　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

４　特定乳児等通園支援事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、第２項及び第３項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第３項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第１３条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支

援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第１４条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第１５条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第１６条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第１７条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第１８条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第１９条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第２２条において「運営規程」という。）を定めておか

なければならない。

(1)　特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2)　その提供する特定乳児等通園支援の内容

(3)　職員の職種、員数及び職務の内容

(4)　特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5)　第１２条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)　第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員

(7)　特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第２０条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第２１条　特定乳児等通園支援事業者は、第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第２２条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第１２条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し

なければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第２３条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第１２条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第２４条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第２５条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第２６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第２７条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第５９条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通

園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第２８条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第３０条の１３において準用する法第１４条第１項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第２９条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第３０条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された

事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3)　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第３１条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第３２条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(1)　第１４条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2)　第１１条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3)　第１８条の規定による市への通知に係る記録

(4)　第２８条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(5)　第３０条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第３３条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することがで

きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2)　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は

電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1)　第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2)　ファイルへの記録の方式

５　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

６　第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第３４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第３０号

丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例を市長に提案することについて

丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和７年内閣府令第９４号）附則第２条第１項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第２８条の３２の規定に基づき、丹波篠山市における乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置について定めるものとする。

（乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置）

第２条　丹波篠山市における乳児等通園支援の利用可能時間は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの間は、１人当たり月３時間を上限とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

議案第３１号

丹波篠山市乳児等支援給付認定等に関する規則の制定について

丹波篠山市乳児等支援給付認定等に関する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第１１号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

丹波篠山市乳児等支援給付認定等に関する規則

令和８年　月　日
教委規則第　号

（趣旨）

第１条　この規則は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）の規定に基づき、乳児等支援給付認定等について必要な手続等を定めるものとする。

（乳児等支援給付認定の申請）

第２条　乳児等のための支援給付（法第３０条の１４に規定する乳児等のための支援給付をいう。以下同じ。）を受けようとする支給対象小学校就学前子ども（同条に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の保護者（以下「申請者」という。）は、乳児等支援給付認定申請書（様式第１号）を教育委員会に提出し、認定を受けなければならない。

（乳児等支援支給認定証の交付）

第３条　教育委員会は、前条の申請に対し、その内容を審査し、乳児等のための支援給付を受ける資格を有する旨の認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を行ったときは、乳児等支援支給認定証（様式第２号）を申請者に交付するものとする。

（乳児等支援給付認定の有効期間）

第４条　乳児等支援給付認定は、当該乳児等支援給付認定に係る支給対象小学校就学前子ども（以下「乳児等支援給付認定子ども」という。）が満３歳に達する日の前日まで効力を有する。

（乳児等支援給付認定の変更及び乳児等支援給付認定資格の消滅）

第５条　乳児等支援給付認定を受けた保護者（以下「認定者」という。）は、乳児等支援支給認定証の記載事項を変更しようとするときは、乳児等支援給付認定変更届出書（様式第３号）を、乳児等支援給付認定の資格が消滅するときは、乳児等支援給付認定消滅届出書（様式第４号）を教育委員会に提出しなければならない。

２　前項の届出書には、乳児等支援支給認定証並びに変更が生じた事項及びその変更内容を証する書類を添付しなければならない。ただし、教育委員会が公簿等によって確認することができるときは省略させることができる。

（乳児等支援給付認定の取消しの通知）

第６条　教育委員会は、法第３０条の１８第１項の規定による乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、乳児等支援給付認定取消通知書（様式第５号）により認定者に通知し、期限を定めて乳児等支援支給認定証の返還を求めるものとする。

（乳児等支援支給認定証の再交付）

第７条　教育委員会は、乳児等支援給付認定の有効期間内において、乳児等支援支給認定証を破り、汚し、又は失った認定者から乳児等支援支給認定証の再交付の申請があったときは、乳児等支援支給認定証を再交付するものとする。

２　前項の申請をしようとする認定者は、乳児等支援支給認定証再交付申請書（様式第６号）を提出しなければならない。

３　前項の申請書には、破り、又は汚した乳児等支援支給認定証を添付しなければならない。

４　認定者は、乳児等支援支給認定証の再交付を受けた後、失った乳児等支援支給認定証を発見したときは、速やかにこれを教育委員会に返却しなければならない。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

乳児等支援給付認定申請書

丹波篠山市教育委員会　様

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	□ 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報(要配慮個人情報含む)等を利用することに同意します。
	□ 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報(要配慮個人情報を含む)や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	□ 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き(乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等)を行うことに同意します。

申請者(保護者) ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ		生年月日		性別		児童との続柄	
	氏名							
	現住所	〒						
	本年1月1日時点の住所	□現住所と同じ □現住所と異なる	〒					
	前年1月1日時点の住所	□現住所と同じ □現住所と異なる	〒					
	電話番号		メールアドレス					
負担軽減の申請	□有　□無	※生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が支援が必要と認めた世帯である場合は「有」をチェックしてください。 ※本年1月1日現在、住民票がない場合は、世帯全員の「課税証明書(所得証明書)」を添付してください。						
転入前の市町村での利用の有無	□有　□無							
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る	□有　□無							

代理利用者	総合支援システムの代理利用者	□有　□無			
	フリガナ		生年月日		児童との続柄
	氏名				
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		
	電話番号		メールアドレス		

乳児等支援給付の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数							
1	フリガナ		生年月日		性別			
	氏名							
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		申請者との続柄			
	障害等の有無	□有　□無	添付書類	□身体障害者手帳 □障害児通所給付費等の受給者証 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □その他				
	その他配慮すべき事項の有無	□有　□無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:　　) □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞:　　) □添付あり　／　□添付無し □その他(具体的に記載:　　)				
2	フリガナ		生年月日		性別			
	氏名							
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		申請者との続柄			
	障害等の有無	□有　□無	添付書類	□身体障害者手帳 □障害児通所給付費等の受給者証 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □その他				
	その他配慮すべき事項の有無	□有　□無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:　　) □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞:　　) □添付あり　／　□添付無し □その他(具体的に記載:　　)				
3	フリガナ		生年月日		性別			
	氏名							
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		申請者との続柄			
	障害等の有無	□有　□無	添付書類	□身体障害者手帳 □障害児通所給付費等の受給者証 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □その他				
	その他配慮すべき事項の有無	□有　□無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:　　) □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞:　　) □添付あり　／　□添付無し □その他(具体的に記載:　　)				

様式第2号(第3条関係)

年　月　日

様

丹波篠山市教育委員会

乳児等支援支給認定証

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年　月　日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年　月　日
認定の有効期間	年　月　日　～　年　月　日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年　月　日

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年　月　日

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に丹波篠山市を被告として(訴訟において丹波篠山市を代表する者は丹波篠山市教育委員会となります。)、提起することができます。(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第3号(第5条関係)

年　月　日

丹波篠山市教育委員会　様

届出者氏名

乳児等支援給付認定変更届出書

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログインID(メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年　月　日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年　月　日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年　月　日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年　月　日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年　月　日生
氏名			

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	□ 氏　□ 住所　□ 電話番号　□ その他

変更内容	□ 変更前の氏　(　　) □ 変更前の住所　(　　) □ 変更前の電話番号(　　) □ その他変更事項(　　)

変更理由	□ 婚姻等　□ 引越し　□ その他（　　）

様式第4号(第5条関係)

年　月　日

丹波篠山市教育委員会　様

届出者氏名

乳児等支援給付認定消滅届出書

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ		ログインID(メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年　月　日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年　月　日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年　月　日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年　月　日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年　月　日生
氏名			

消滅理由	□ 引越し【異動日　年　月　日】※転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。 【転出先市町村名　都道府県　市町村　】 □ 入所・入園等 □ その他(　)

様式第5号(第6条関係)

第　　号
年　月　日

様

丹波篠山市教育委員会

乳児等支援給付認定取消通知書

年　月　日付けで行った支給認定については、次の理由により、取り消すことに決定したので通知します。

また、交付している乳児等支援支給認定証を下記の期限までに返還ください。

児童の氏名及び生年月日	年　月　日生
取消理由	
支給認定証の返還期限	年　月　日
支給認定証の返還先	

備考

1　この決定について不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に丹波篠山市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2　この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、当該訴訟を提起することができます。

様式第6号(第7条関係)

年　月　日

丹波篠山市教育委員会　様

届出者氏名

乳児等支援支給認定証再交付申請書

次のとおり、乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)の再交付を申請します。

フリガナ		ログインID(メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年　月　日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年　月　日生
児童氏名			

申請理由	□ 破損・汚損したため　※乳児等支援給付認定証を添付してください。 □ 紛失したため　※失った乳児等支援支給認定証を発見したときは、速やかに返却してください。 □ その他

議案第３２号

丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市保育所条例及び丹波篠山市立認定こども園条例の一部を改正する条例

（丹波篠山市保育所条例の一部改正）

第１条　丹波篠山市保育所条例（平成１１年篠山市条例第１０５号）の一部を次のように改正する。

第１０条を第１１条とする。

第９条の見出しを「（保育料及び利用料の減免）」に改め、同条中「保育料」を「保育料及び利用料」に改め、同条を第１０条とする。

第８条に次の１項を加える。

２　利用料の納付期日は、利用月の翌月末日とする。

第８条を第９条とする。

第７条の見出しを「（保育料及び利用料）」に改め、同条第１項中「保育料」を「第２条の保育に係る保育料」に改め、同条第２項中「保護者は、前項」を「保育所に入所した児童の保護者は第１項」に改め、「保育料を」の次に「、乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者は前項に規定する利用料を」を加え、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前条の乳児等通園支援事業に係る利用料は、別に規則で定める。

第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（乳児等通園支援事業の実施）

第７条　第３条に規定する保育所において、法第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業を行うことができる。

（丹波篠山市立認定こども園条例の一部改正）

第２条　丹波篠山市立認定こども園条例（平成２７年篠山市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第８条を第９条とする。

第７条の見出しを「（保育料及び利用料の減免）」に改め、同条中「保育料」を「保育

料及び利用料」に改め、同条を第８条とする。

第６条に次の１項を加える。

２　利用料の納付期日は、利用月の翌月末日とする。

第６条を第７条とする。

第５条の見出しを「（保育料及び利用料）」に改め、同条第１項中「保育料」を「第３条の事業に係る保育料」に改め、同条第２項中「保護者は、前項」を「認定こども園に入園した者の保護者は第１項」に改め、「保育料を」の次に「、乳児等通園支援事業を利用する者の保護者は前項に規定する利用料を」を加え、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前条の乳児等通園支援事業に係る利用料は、別に規則で定める。

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（乳児等通園支援事業の実施）

第５条　第２条に規定する認定こども園において、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業を行うことができる。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第３３号

篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

篠山チルドレンズミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成１２年篠山市条例第６８号）の一部を次のように改正する。

別表１　入館料の表中「７００円」を「１，０００円」に改め、同表２　特別入館料の表中「１，０００円」を「１，４００円」に改め、同表３　施設利用料の表中

「

区分	基準金額		
	午前（９：３０～１２：００）	午後（１３：００～１６：３０）	終日（９：３０～１６：３０）
体験シアター	４，０００円	５，６００円	９，６００円
地域交流室１	２，０００円	２，８００円	４，８００円
地域交流室２	２，０００円	２，８００円	４，８００円
ミュージアムレストラン	２，０００円	２，８００円	４，８００円

」

を

「

区分	基準金額			
	午前（９：３０～１２：００）	午後（１３：００～１６：３０）	終日（９：３０～１６：３０）	１か月
体験シアター	４，０００円	５，６００円	９，６００円	
地域交流室１	２，０００円	２，８００円	４，８００円	

地域交流室２	２，０００円	２，８００円	４，８００円	
ミュージアムレストラン	２，０００円	２，８００円	４，８００円	
多目的ルーム	１，３００円	１，８００円	３，１００円	１１０，０００円

」

に改める。

附　則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。

議案第３４号

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第１条　丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例（平成２９年篠山市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１０条を第１１条とし、第９条の次に次の１条を加える。

（指定管理者による管理）

第１０条　市長は、子育てママフィールドの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

２　前項の規定により指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合の当該指定管理者が行う業務は、第３条各号に掲げる業務とする。

３　指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合は、第５条から第７条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第２条　丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　使用料を納期限までに納付しないとき。

第１１条を第１４条とする。

第１０条第３項中「「指定管理者」」の次に「と、第９条及び第１０条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」」を加え、同条を第１３条とする。

第９条を第１２条とし、第８条を第１１条とし、第７条の次に次の３条を加える。

（使用料）

第８条　使用者は、別表に定める使用料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第９条　市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第１０条　既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第８条関係）

区分	９時～１２時	１３時～１７時	１８時～２２時
コミュニティールーム グループルーム スタジオルーム	４００円	６００円	６００円

附　則

（施行期日）

１　この条例中第１条の規定は令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第３５号

丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市立歴史美術館条例等の一部を改正する条例

（丹波篠山市立歴史美術館条例の一部改正）

第１条　丹波篠山市立歴史美術館条例（平成１１年篠山市条例第８７号）の一部を次のように改正する。

第８条に次のただし書を加える。

ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、１，０００円の範囲内で市長が定める。

別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

区分	入館料（１人当たり）		備考
	個人	団体	
大人（１８歳以上）	５００円	４００円	１　２０人以上を団体とする。 ２　高校生以下は、１８歳の高校生等を含む。 ３　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の６歳未満の者の入館料は、無料とする。
高校生以下	３００円	２００円	

（丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館条例の一部改正）

第２条　丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館条例（平成１１年篠山市条例第８８号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

区分	入館料（１人当たり）		備考
	個人	団体	
大人（１８歳以上）	５００円	４００円	１　２０人以上を団体とする。 ２　高校生以下は、１８歳の高校生等を含む。

高校生以下	３００円	２００円	3　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の６歳未満の者の入館料は、無料とする。

（丹波篠山市立青山歴史村条例の一部改正）

第３条　丹波篠山市立青山歴史村条例（平成１１年篠山市条例第９１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

区分	入館料（１人当たり）		備考
	個人	団体	
大人（１８歳以上）	５００円	４００円	1　２０人以上を団体とする。 2　高校生以下は、１８歳の高校生等を含む。 3　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の６歳未満の者の入館料は、無料とする。
高校生以下	３００円	２００円	

（篠山城大書院条例の一部改正）

第４条　篠山城大書院条例（平成１１年篠山市条例第２４５号）の一部を次のように改正する。

第８条に次のただし書を加える。

ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、１，０００円の範囲内で市長が定める。

別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

１　入館料

区分	入館料（１人当たり）		備考
	個人	団体	
大人（１８歳以上）	５００円	４００円	1　２０人以上を団体とする。 2　高校生以下は、１８歳の高校生等を含む。 3　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の６歳未満の者の入館料は、無料とする。
高校生以下	３００円	２００円	

２　使用料

区分	９：００～１２：００	１３：００～１７：００
孔雀の間	２，０００円	２，０００円
てまりの間	２，０００円	２，０００円
虎の間	５，０００円	５，０００円
上段の間	５０，０００円	５０，０００円

史跡庭園	５０，０００円	５０，０００円

（丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例の一部改正）

第５条　丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例（平成１３年篠山市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出しを「（共通入館料）」に改め、同条第１項中「４館共通入館料」を「共通入館料」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	４館共通入館料（１人当たり）	２館共通入館料（１人当たり）	備考
大人（１８歳以上）	１，０００円	８００円	１　高校生以下は、１８歳の高校生等を含む。 ２　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者又は保護者同伴の６歳未満の者の共通入館料は、無料とする。
高校生以下	６００円	４００円	

第２条第４項中「４館共通入館券」を「共通入館券」に改める。

第３条の見出しを「（旅行業者向け観光券契約）」に改め、同条第１項中「旅行代理店」を「旅行業者」に、「送客手数料」を「取扱手数料」に改め、同条第２項中「送客手数料」を「取扱手数料」に、「入館料に対して１０分の１を旅行代理店」を「旅行業者が旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第１２条第１項の規定により定めた旅行業務の取扱いの料金の額の範囲内で旅行業者」に改め、同項ただし書を削る。

第４条第１項中「４館共通券」を「共通入館券」に改める。

附　則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。

議案第３６号

丹波篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市公の施設使用料条例の一部を改正する条例

丹波篠山市公の施設使用料条例（平成１４年篠山市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

別表の２の表中

「

丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド	１，５００	２，０００		５００円／時間
丹波篠山市立城東グラウンド 丹波篠山市立今田グラウンド	１，５００	２，０００	２，０００	５００円／時間

」

を

「

丹波篠山市立城東グラウンド 丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド 丹波篠山市立今田グラウンド	１，５００	２，０００	２，０００	５００円／時間

」

に、

「

丹波篠山市立城東グラ	４基使用　２，０００円／時間	５００円／時間

ウンド・丹波篠山市立今田グラウンド照明設備	６基使用　３，０００円／時間	・基

」

を

「

丹波篠山市立城東グラウンド・丹波篠山市立今田グラウンド照明設備	４基使用　２，０００円／時間 ６基使用　３，０００円／時間	５００円／時間 ・基
丹波篠山市立四季の森運動公園グラウンド照明設備	２基使用　６００円／時間	３００円／時間 ・基

」

に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第３７号

令和７年度補正予算（１１号補正）案を市長に提案することについて

令和７年度補正予算（１１号補正）案を次のように市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下別紙１》

議案第３８号

令和７年度３月補正予算案を市長に提案することについて

令和７年度３月補正予算案を次のように市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下別紙２》

議案第３９号

令和８年度当初予算案を市長に提案することについて

令和８年度当初予算案を次のように市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下別紙３》

協議第９号

「令和８年度丹波篠山の教育」（案）について

「令和８年度丹波篠山の教育」（案）について、教育委員会の協議を求める。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下別冊１、２》

報告１

寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

No.	寄附者	品目	数量	価格	備考
1	植松　まなみ	ベビーベッド	１台	—	子育てふれあいセンタープレイルームで活用
2	岡部　弘之	丹波篠山に関する歴史資料（大福帳他、竹製物差し、看板類）	１式	—	市史編さん事業で保存・活用
3	松本　知美	赤ちゃん用玩具	６点	—	子育てふれあいセンタープレイルームで、子どもの好奇心を刺激し、探求心を育む教材として活用
4	三宅　喜久美	丹波篠山に関する歴史資料（戦争遺品等）	１式	—	市史編さん事業で保存・活用
5	佐川　功	現金	—	600,000 円	多紀小学校及び篠山東中学校の図書等購入費用として活用

報告２

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

No.	名称	実施日	団体	場所
1	篠山こども狂言　春の発表会	令和８年１月 25 日	篠山こども狂言 代表　西垣　佑佳	丹波篠山市民センター
2	第 65 回新春かるた競技大会	令和８年１月 18 日	篠山かるた会 会長　水井　廉雄	丹波篠山市民センター
3	ヴィオラを中心とした器楽アンサンブルとパントマイムによるモーツァルト：歌劇「ドン・ジョヴァンニ」	令和８年３月 29 日	丹波篠山ヴィオラマスタークラス実行委員会 実行委員長　萩森　学	田園交響ホール

報告３

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

令和6年・令和7年度　小学校児童の生徒指導等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課　令和７年１２月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

			年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力行為	対教師暴力	学校内	R6						1	3				1		5
			R7		1		1		1			1				4
		学校外	R6													
			R7													
	生徒間暴力	学校内	R6	1							1	2	1	1		6
			R7	2	4	11	3		4	2	5	3				34
		学校外	R6													
			R7													
	対人暴力	学校内	R6													
			R7													
		学校外	R6													
			R7													
	器物損壊		R6						1							1
			R7	1							1	1				3
恐喝			R6													
			R7													
窃盗・万引き等			R6							1						1
			R7													
その他（強盗・放火等）			R6													
			R7													
怠惰浪費	深夜はいかい		R6													
			R7													
	家出		R6													
			R7													
	無断外泊		R6													
			R7													
	金品持ち出し		R6													
			R7													
不健全性的行為			R6													
			R7													
飲酒喫煙等	飲酒		R6													
			R7													
	喫煙		R6													
			R7													
	薬物乱用		R6													
			R7													
粗暴	けんか		R6			1										1
			R7						1							1
その他（不良交遊・危険遊戯・指導不服従等）			R6		2	5			2	2	10	8	11	9	6	55
			R7	1		1				2	1	3				8
無免許運転			R6													
			R7													
いじめ			R6	1	9	5	2		1	9	5	3	4	7		46
			R7		6	11	4		4	9	2	1				37
合計			R6	2	11	11	2		5	15	16	13	16	18		109
			R7	4	11	23	8		10	13	9	9				87

不登校	R6児童数	R6		8	11	16	16	17	18	20	22	27	29	31
	1875			0.43%	0.59%	0.85%	0.85%	0.91%	0.96%	1.07%	1.17%	1.44%	1.55%	1.65%
	R7児童数	R7		3	9	10	10	11	13	22	22			
	1816			0.17%	0.50%	0.55%	0.55%	0.61%	0.72%	1.21%	1.21%			

令和6年・令和7年度　中学校生徒の生徒指導等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課　令和７年１２月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

			年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力行為	対教師暴力	学校内	R6		2											2
			R7													
		学校外	R6													
			R7													
	生徒間暴力	学校内	R6	2	2	2	1		6	4		2		1	1	21
			R7	2		4	6	1	1	5	1	1				21
		学校外	R6													
			R7						1			1				2
	対人暴力	学校内	R6													
			R7													
		学校外	R6													
			R7													
	器物損壊		R6			1				1		2		2		6
			R7		1		1		1							3
恐喝			R6													
			R7													
窃盗・万引き等			R6													
			R7													
その他（強盗・放火等）			R6									1				1
			R7						1	1						2
怠惰浪費	深夜はいかい		R6													
			R7													
	家出		R6													
			R7													
	無断外泊		R6													
			R7													
	金品持ち出し		R6											2		2
			R7					1								1
不健全性的行為			R6													
			R7	2												2
飲酒喫煙等	飲酒		R6													
			R7													
	喫煙		R6													
			R7													
	薬物乱用		R6													
			R7													
粗暴	けんか		R6						1			1		1		3
			R7		1						1					2
その他（不良交遊・危険遊戯・指導不服従等）			R6	7	8	4	7	1	12	6	6	2	3	4	6	66
			R7	6	12	5	6	1	6	21	15	7				79
無免許運転			R6													
			R7													
いじめ			R6	1		4			9	2	2	4	3	1		26
			R7	1	6	10	3	2	1	2	2	3				30
合計			R6	10	12	11	8	1	28	13	8	12	6	11	7	127
			R7	11	20	19	16	5	11	29	19	12				142

不登校	R6生徒数	R6		21	35	40	37	45	52	64	70	77	79	78
	1006			2.09%	3.48%	3.98%	3.68%	4.47%	5.17%	6.36%	6.96%	7.65%	7.85%	7.75%
	R7生徒数	R7		12	26	29	29	38	45	57	59			
	990			1.21%	2.63%	2.93%	2.93%	3.84%	4.55%	5.76%	5.96%			

報告４

令和７年度１月小・中・特別支援学校定例校長会について

令和７年度１月小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下別冊３》

報告５

丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校　学習者用一人一台端末購入契約について

丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校　学習者用一人一台端末購入契約について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

議案第〇〇号

丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校　学習者用一人一台端末購入契約について

丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校　学習者用一人一台端末の購入契約について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１１年篠山市条例第６６号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

記

１	契約の目的	小学校、中学校、特別支援学校に在籍する児童生徒が授業等で使用するコンピューター端末の更新
２	契約の方法	随意契約
３	契約金額	１７３，８２６，６２０円
４	契約の相手方	兵庫県尼崎市下坂部三丁目４番３０号　エクシオグループ（株）兵庫総合技術センタ内 日本電通株式会社　神戸支店 神戸支店長　　辻田　康秀

令和８年２月３日提出

丹波篠山市長　酒　井　隆　明

報告６

（仮称）城東認定こども園新築工事請負契約について

（仮称）城東認定こども園新築工事請負契約について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

議案第２号

（仮称）城東認定こども園新築工事請負契約について

（仮称）城東認定こども園新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１１年篠山市条例第６６号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１	契約の目的	（仮称）城東認定こども園新築工事
２	契約の方法	制限付一般競争入札
３	契約金額	５９４，０００，０００円
４	契約の相手方	兵庫県丹波篠山市北新町３９番地４ 荻野建設株式会社　篠山営業所 所長　後藤　正人

令和８年１月２０日提出

丹波篠山市長　酒　井　隆　明

報告７

令和７年度第２学期学校給食異物混入状況について

令和７年度第２学期学校給食異物混入状況について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

令和7年度　第2学期　学校給食異物混入状況

（期間：令和7年9月2日～12月23日）

1．異物の分類による内訳

※（ ）内数字は、前年度同期の数字　　（単位：件）

区分＼施設名		東部学校給食センター	西部学校給食センター	合　計
分類1	危険異物	0　(0)	0　(0)	0　(0)
分類2	非危険異物	4　(5)	5　(1)	9　(6)
合　計		4　(5)	5　(1)	9　(6)

※・危険異物とは、金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品等

・非危険異物とは、毛髪、繊維片、スポンジ片、食品梱包材の切れ端、食物の殻、食材に付着していた虫等

【参考】期間における給食実施日数と提供品目食数

（単位：実施日数＝日、提供品目食数＝食）

		東　部	西　部	合　計
実施日数		76	76	－
提供品目食数	米飯	97,013	114,838	211,851
	パン	26,532	32,192	58,724
	牛乳	122,304	144,538	266,842
	おかず	370,635	431,153	801,788
	デザート	36,890	44,748	81,638
	合計	653,374	767,469	1,420,843

※ 提供品目食数は、例えば、おかずが給食1食に3品あり、2,000人が食べた場合、6,000食と数えて累計したもの。

2．異物の種類並びに混入箇所

＜東部学校給食センター＞　　※（ ）内数字は、前年度同期の数字　　（単位：件）

区分＼混入箇所＼種類		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不　明	小　計
危険異物	金属類等	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)
非危険異物	毛　髪	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)
	合成物質（繊維片等）	2　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(1)	2　(1)
	自然界（食物の殻等）	0　(0)	0　(0)	0　(3)	0　(0)	0　(0)	0　(3)
	虫	0　(0)	1　(0)	1　(1)	0　(0)	0　(0)	2　(1)
	その他	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)
小　計		2　(0)	1　(0)	1　(4)	0　(0)	0　(1)	4　(5)

提供品目食数合計に対する混入率→　0.00061%

＜西部学校給食センター＞　　※（ ）内数字は、前年度同期の数字　　（単位：件）

区分＼混入箇所＼種類		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不　明	小　計
危険異物	金属類等	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)
非危険異物	毛　髪	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)
	合成物質（繊維片等）	3　(0)	0　(0)	1　(0)	0　(0)	0　(0)	4　(0)
	自然界（食物の殻等）	0　(0)	0　(0)	0　(1)	0　(0)	0　(0)	0　(1)
	虫	0　(0)	0　(0)	1　(0)	0　(0)	0　(0)	1　(0)
	その他	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)
小　計		3　(0)	0　(0)	2　(1)	0　(0)	0　(0)	5　(1)

提供品目食数合計に対する混入率→　0.00065%

＜東部・西部学校給食センター合計＞　※（ ）内数字は、前年度同期の数字　　（単位：件）

区分＼混入箇所＼種類		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不　明	合　計
危険異物	金属類等	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)
非危険異物	毛　髪	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)
	合成物質（繊維片等）	5　(0)	0　(0)	1　(0)	0　(0)	0　(1)	6　(1)
	自然界（食物の殻等）	0　(0)	0　(0)	0　(4)	0　(0)	0　(0)	0　(4)
	虫	0　(0)	1　(0)	2　(1)	0　(0)	0　(0)	3　(1)
	その他	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)
合　計		5　(0)	1　(0)	3　(5)	0　(0)	0　(1)	9　(6)

提供品目食数合計に対する混入率→　0.00063%

報告８

令和８年度 児童クラブの入所申し込み状況について

令和８年度 児童クラブの入所申し込み状況について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

篠山児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	定員
篠山	通年	6	10	11	3	6	2	38	63	
	長期	1	6	5	4	5	4	25		
八上	通年	9	9	14	3	8	3	46	53	
	長期	0	0	2	2	1	2	7		
合計	通年	15	19	25	6	14	5	84	116	90
	長期	1	6	7	6	6	6	32		25
		16	25	32	12	20	11	116		115

城北畑児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	定員
城北畑	通年	24	11	13	12	5	6	71	80	76
	長期	1	0	1	3	2	2	9		
合計		25	11	14	15	7	8	80		

富山児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	定員
岡野	通年	9	11	6	6	1	1	34	54	65
	長期	3	4	5	1	5	2	20		
合計		12	15	11	7	6	3	54		

城東児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	定員
城東	通年	6	10	3	8	6	2	35	46	
	長期	1	2	0	3	2	3	11		
多紀	通年	0	0	0	0	0	0	0	1	
	長期	0	0	0	0	0	1	1		
合計	通年	6	10	3	8	6	2	35	47	56
	長期	1	2	0	3	2	4	12		
		7	12	3	11	8	6	47		

多紀児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	定員
多紀	通年	8	2	8	4	4	5	31	51	100
	長期	1	3	1	5	4	6	20		
合計		9	5	9	9	8	11	51		

西紀児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	定員
西紀南	通年	4	13	7	4	0	1	29	46	
	長期	1	1	2	4	7	2	17		
西紀	通年	4	6	2	2	0	1	15	29	
	長期	1	0	2	7	3	1	14		
西紀北	通年	5	3	0	0	0	0	8	13	
	長期	0	0	1	3	0	1	5		
合計	通年	13	22	9	6	0	2	52	88	74
	長期	2	1	5	14	10	4	36		
		15	23	14	20	10	6	88		

大山児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	定員
大山	通年	4	3	0	1	0	0	8	21	27
	長期	0	3	4	5	1	0	13		
合計		4	6	4	6	1	0	21		

味間児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	定員
味間	通年	59	56	47	47	23	11	243	328	223
	長期	5	7	16	17	15	25	85		54
合計		64	63	63	64	38	36	328		277

城南児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	定員
城南	通年	9	11	11	10	10	4	55	78	
	長期	0	1	3	8	4	7	23		
八上	通年	0	0	0	0	0	0	0	1	
	長期	0	0	1	0	0	0	1		
合計	通年	9	11	11	10	10	4	55	79	104
	長期	0	1	4	8	4	7	24		
		9	12	15	18	14	11	79		

古市児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	定員
古市	通年	4	6	6	3	3	1	23	35	67
	長期	1	1	1	4	1	4	12		
合計		5	7	7	7	4	5	35		

今田児童クラブ

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	合計	定員
今田	通年	9	6	6	1	3	2	27	42	54
	長期	2	2	4	2	3	2	15		
合計		11	8	10	3	6	4	42		

令和8年度　総合計(1次申し込み分)速報値

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
通年	160	157	134	104	69	39	663
長期	17	30	48	68	53	62	278
合計	177	187	182	172	122	101	941

【参考】
令和7年度　総合計(速報値)

申込者数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	通年	163	145	132	93	76	44	653
	長期	22	38	64	50	64	40	278
	合計	185	183	196	143	140	84	931

報告９

令和８年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園申し込み状況について

令和８年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園申し込み状況について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

令和8年度　保育所・認定こども園入所申し込み数（R7.12.1時点）

たかしろ

	継続	新規	計	受入れ可能	R7.12.1園児数
0歳	0	7	7	3	2
1歳	3	6	9	12	12
2歳	10	10	20	15	15
3歳	14	3	17	20	14
合計	27	26	53	50	43

味間

	継続	新規	計	受入れ可能	R7.12.1園児数
0歳	0	28	28	9	8
1歳	9	38	47	24	24
2歳	24	14	38	48	39
3歳	41	20	61	64	62
合計	74	100	174	145	133

城東

	継続	新規	計	受入れ可能	R7.12.1園児数
0歳	0	5	5	6	4
1歳	5	7	12	12	11
2歳	8	0	8	12	12
3歳	11	3	14	20	16
合計	24	15	39	50	43

たき

	継続	新規	計	受入れ可能	R7.12.1園児数
0歳	1	7	8	3	1
1歳	1	4	5	12	12
2歳	11	1	12	12	6
3歳	6	0	6	20	12
合計	19	12	31	47	31

にしき

	継続	新規	計	受入れ可能	R7.12.1園児数
0歳	0	7	7	6	4
1歳	5	4	9	12	10
2歳	8	8	16	18	16
3歳	15	1	16	20	19
合計	28	20	48	56	49

ささやま

	継続	新規	計	定員	R7.12.1園児数
0歳	0	8	8	9	9
1歳	9	14	23	33	18
2歳	16	9	25		18
3歳	18	16	34	83	30
4歳	27	4	31		27
5歳	26	0	26		24
合計	96	51	147	125	126

こんだ

	継続	新規	計	受入れ可能	R7.12.1園児数
0歳	0	11	11	3	3
1歳	1	4	5	12	6
2歳	9	5	14	12	16
3歳	9	4	13	20	15
合計	19	24	43	47	40

富山

	継続	新規	計	定員	R7.12.1園児数
0歳	0	9	9	6	6
1歳	3	10	13	33	16
2歳	14	5	19		17
3歳	18	9	27	73	21
4歳	19	2	21		22
5歳	22	1	23		22
合計	76	36	112	112	104

R8 年度　幼稚園児数一覧

令和7年12月1日現在

No.	園名	4歳児 園児数					5歳児 園児数					園児数合計	クラス数	
		男児	女児	市外	合計	(うち新入園)	男児	女児	市外	合計	(うち新入園)		4歳	5歳
1	篠山	1	0		1	1	3	2		5	0	6	1	
2	八上	7	5		12	12	7	8		15	0	27	1	1
3	たまみず	2	4		6	6	5	0		5	0	11	1	1
4	岡野	3	2		5	5	2	1		3	0	8	1	
5	かやのみ	3	10		13	13	3	6		9	0	22	1	1
6	西紀みなみ	8	5		13	13	12	3		15	1	28	1	1
7	西紀きた	2	4		6	6	3	1		4	1	10	1	1
8	大山	4	0		4	4	3	2		5	0	9	1	1
9	城南	3	2		5	5	11	2		13	0	18	1	1
10	古市	4	4		8	8	5	3		8	0	16	1	1
11	味間認定こども園 4歳児・5歳児	30	42		72	13	31	35		66	2	138	4	4
12	たき認定こども園 4歳児・5歳児	8	9		17	8	4	9		13	0	30	1	1
13	こんだ認定こども園 4歳児・5歳児	11	5		16	1	4	4		8	0	24	1	1
総計		86	92	0	178	95	93	76	0	169	4	347	16	14

※　入園対象者数には、転入予定者を含む。

※　人数は令和8年4月1日時点の園児数見込み。

篠山養護学校幼稚部

3歳児	4歳児	5歳児	計
0	0	0	0

早期発達支援室
（対象園の人数にも含まれている）

4歳児	5歳児	計
3	0	3

報告１０

丹波篠山市４文化施設の指定管理者の指定について

丹波篠山市４文化施設の指定管理者の指定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市４文化施設の指定管理者の指定について

令和７年１１月２７日、第１２６回丹波篠山市議会師走会議において、議案第８３号「丹波篠山市立歴史美術館の指定管理者の指定について」、議案第８４号「丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館の指定管理者の指定について」、議案第８５号「篠山城大書院の指定管理者の指定について」、議案第８６号「丹波篠山市立青山歴史村の指定管理者の指定について」は、下記のとおり議決を得ましたので報告します。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
丹波篠山市立 歴史美術館	丹波篠山市黒岡１９１番地 一般社団法人ウイズささやま 代表理事　井本季伸	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで
丹波篠山市立 武家屋敷安間家史料館	丹波篠山市黒岡１９１番地 一般社団法人ウイズささやま 代表理事　井本季伸	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで
篠山城大書院	丹波篠山市黒岡１９１番地 一般社団法人ウイズささやま 代表理事　井本季伸	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで
丹波篠山市立 青山歴史村	丹波篠山市黒岡１９１番地 一般社団法人ウイズささやま 代表理事　井本季伸	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで

報告１１

丹波篠山映像祭２０２６の開催について

丹波篠山映像祭２０２６の開催について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１月２３日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

TambaSasayama Eizosai 2026

映像を通して感じる、日常の豊かさとつながり

丹波篠山 映像祭 2026

入場無料

篠山牛やお食事券お菓子セットなど
来場者だけの特別チャンス！
お楽しみ抽選会

来場者プレゼント
（先着200名）
13:30～
特製まるいのキーホルダー
篠山産業高校制作

しし汁販売
限定販売

2026年
2月15日（日）
10:00～17:00

丹波篠山市立四季の森生涯学習センター
丹波篠山市網掛429

体験・展示イベント 10:00～
生涯学習センター 東館・駐車場

映像・VR体験　トリックアート
キッチンカー出店
丹波焼ガラメン体験　丹波焼カプセルトイ
篠山産業高校ワークショップ

スケジュール

10:00　体験・展示イベント開始（～17:00）
　　ホール客席開場
10:30　サイレント映画＆ピアノ生演奏（～11:30）
11:00　しし汁販売・飲食コーナーオープン
13:30　ホール客席開場
14:00　開会・映像大賞作品上映
15:15　ショートムービーアワード作品上映・投票・休憩
16:00　フルート＆ピアノ演奏
16:10　結果発表・表彰式・お楽しみ抽選会
17:00　終了
※時間および内容は変更、前後する場合があります。

サイレント映画＆ピアノ生演奏 10:30～
チャップリンとキートンの爆笑コメディ！

映画黎明期（1895年～）の「音のない映画」を、当時のスタイルのままピアノの生演奏と共に上映。上映後にはアフタートークも行います。


ピアノ：鳥飼りょう（楽士）

Profile　サイレント映画の楽士。ピアノ、打楽器を演奏。全ジャンルの映画に即興で伴奏をつけ、これまでに伴奏した作品は850以上。国内外の映画祭や劇場等での生演奏付き上映に多数出演している。現在、最も上映会で演奏する楽士のうちの一人。

上映作品
①ヴェニスの子供自動車競走
コメディ
（1914/アメリカ/7分）
主演：チャールズ・チャップリン
②キートンの探偵学入門
アクション/コメディ/ロマンス
（1924/アメリカ/45分）
主演：バスター・キートン


①


②

第37回 丹波篠山映像大賞 14:00～
全国アマチュア映像コンテスト 第37回 丹波篠山映像大賞

テーマ
「いまを未来へつなぐ」
全国から公募した
7分以内の作品を上映・審査。


司会：松岡美穂

Enjoy 丹波篠山♪ ショートムービーアワード 15:15～
テーマ
「私が見つけた丹波篠山！」
1分以内の作品（7作品）を上映。
投票された方にお楽しみ抽選券をお渡しします。


司会：岩田瑞希

フルート＆ピアノ演奏 16:00～
丹波篠山ふるさと大使でもある
三原萌さんによるフルート＆ピアノ演奏。

Profile　クーラウ国際フルートコンクールカテゴリーII第1位など多数入賞。東京音楽大学卒業後、渡澳。ウィーン国立音楽大学を最優秀の成績で卒業。（2011年度東京音楽大学奨学生、2019年度リヒャルト・ワーグナー協会奨学生。）フランクフルト音楽大学在学中に兵庫芸術文化センター管弦楽団へ入団するため帰国。現在、大阪交響楽団首席フルート奏者。


フルート：三原萌（丹波篠山ふるさと大使）

主　催｜丹波篠山市教育委員会/丹波篠山市/丹波篠山映像祭実行委員会

丹波篠山映像大賞後援
文化庁／総務省近畿総合通信局／兵庫県／NHK神戸放送局／サンテレビジョン／丹波篠山市議会／丹波篠山市商工会／(一社)丹波篠山市観光協会／丹波篠山市文化協会／丹波篠山市自治会長会／丹波立杭陶磁器協同組合／朝日新聞神戸総局／神戸新聞社／産経新聞社／丹波新聞社／毎日新聞神戸支局／読売新聞豊岡支局

お問い合わせ
丹波篠山市視聴覚ライブラリー
TEL 079-590-1301
Mail av-library_div@city.sasayama.hyogo.jp

最新情報は、公式HPをご確認ください。
丹波篠山映像祭　検索

関西から 文化力 POWER OF CULTURE

丹波篠山国際博 日本の美しい農村、未来へ

全国アマチュア映像コンテスト

第37回 丹波篠山映像大賞

大型スクリーンでノミネート作品を\一挙上映!/

▶ 14:00 ノミネート作品上映

大賞賞金 10万円

上映作品 作者の「いまを未来へつなぐ」想いが込められた作品たちを迫力ある映像と臨場感あふれる音響でお楽しみください!

作品テーマ いまを未来へつなぐ

審査委員による公開審査により大賞ほか各賞を決定します

藍より出でて青を知る



徳島県立城東高等学校放送部
(徳島県徳島市)

家業の藍染め工房で、娘は伝統技法を受け継ぐことにこだわり続ける。

渡



福井県立藤島高等学校放送部
(福井県福井市)

伝統行事を引き継ぐとき、喜びと重圧のなかで感じる青年の覚悟とは。

ささやまのばあば 76歳のアルバム



阪下 千代美
(兵庫県丹波篠山市)

76歳のささやまのばあばは、戦後80年の今、未来に何を思い願うのか。

架け橋



兵庫県立尼崎西高等学校放送部
(兵庫県尼崎市)

阪神淡路大震災を体験していない高校生は、何故語り部となったのか。

私たちの部活事情



兵庫県立須磨東高等学校放送部
(兵庫県神戸市)

中学校では来年から部活が無くなる!高校生が直面する部活事情とは。

命を届ける場所



吉田 理乃
(東京都文京区)

住宅街に囲まれた小さな牧場は、食を通じて命のぬくもりを伝え続けてきた。

審査委員



西垣 吉春
審査委員長
映画監督
丹波篠山ふるさと大使



山本 剛大
NHK神戸放送局
コンテンツセンター長



久保 仁
サンテレビジョン取締役
(編成スポーツ・地域情報担当)

Enjoy 丹波篠山♪ショートムービーアワード

テーマ 「私が見つけた丹波篠山!」

1分以内の作品(7作品)を上映。
投票された方にお楽しみ抽選券をお渡しします。



篠山の イノシシ巡り
inamao



楽しい ささやま
あーちゃん



私の大好きな 駄菓子屋さん
りん



丹波篠山市 あるある
ほっしゃん



丹波篠山で祈りのバトンを紡ぐ人々と神
にこ



階段を登る神輿2025 リベンジ
クリスチーネ長澤



篠山口駅隊長がやってきた!
西部地域包括支援センター

ユニトピアささやま
CAMP&VILLAGE
パナソニックグループ労働組合連合会休暇村
〒669-2356 兵庫県丹波篠山市矢代231-1 TEL 079-552-5222

丹波ささやま 肉の東門
TEL (079) 552-2914
生産直売・地方発送
味にこだわった 肉を販売
各種BBQ・イベントのお肉をご予算に合わせてサポートもします

パソコンに妙に強い文具屋さんです
パソコン販売・修理・設定・設置
なかにし文具店
丹波篠山市内出張いたします
動かない・繋がらない・止まるそのパソコン、まだいけるかもいっぺん相談したったら?

特産館ささやま
〒669-2321 兵庫県丹波篠山市黒岡70番地の1
営業時間 10:00~17:00 (お食事は11:00~です)
休館日 毎週水曜日
TEL:079(552)3386(代)
FAX:079(552)4010
丹波ささやま直営店
丹波篠山で郷土料理やぼたん鍋を味わうなら!お食事に、お土産選びに是非お立ち寄りください。

TANBA SASAYAMA
点心 丹波篠山
本格香港点心
丹波篠山市立町 106-2
070-6501-1204
ランチ 11:00~14:00
ディナー 18:00~21:00
定休日:火・水(DMでも予約可能)

ドッグランのあるテラスで
黒豆を使ったランチやスイーツをお楽しみください
オルゴールカフェ
〒669-2202 丹波篠山市東吹1132-2
Tel. 050-3807-3807
営業時間 10:30~17:30
定休日 火・水

りゅうしょうあん
龍松庵
リラクゼーションサロン
【女性専用・完全個室・予約制】
079-506-4101 / 090-4493-0028 担当 家治川香(カジカワ)
丹波篠山市打坂346 P有
にしきトンネル交差点「黒豆の館」前から北へ県道沿いに約300m
ご予約 お電話・インスタDM

日帰り天然温泉 源泉掛け流し
こんだ薬師温泉 ぬくもりの郷
〒669-2153 兵庫県丹波篠山市今田町今田新田21番地10
TEL:079-590-3377 FAX:079-590-3007
https://yume-konda.com/

生産直売
神戸肉流通推進協議会指定
肉の文
兵庫県丹波篠山市網掛403-2番地
TEL(079)594-2919 FAX(079)594-2908
https://www.tanba-t.co.jp
定休日/水曜日
丹波田中畜産株式会社

半屋たなか
Grilled Beef Lodge
しゃぶしゃぶや焼き肉をはじめ、ご当地食材をふんだんに使った「篠山まるごと丼」や各種ランチなど豊富なメニューを取り揃えております。
・平日 11:00~14:00、17:00~22:00 (ラストオーダー 21:30)
・土日祝 11:00~22:00(ラストオーダー 21:30)
・定休日 火曜日(臨時休業あり)
丹波篠山市東吹1818-9 TEL 079-590-1133

GPN(グリーン購入ネットワーク)加盟店
OA機器・サプライ用品
和紙・洋紙・ギフト用品
株式会社 堀口
〒669-2336 兵庫県丹波篠山市魚屋町17
TEL (079)552-0252(代)
FAX (079)552-2504

丹波篠山
大正ロマン館
丹波篠山市北新町97
TEL (079) 552-6668
大正ロマン館 検索

里まちの
分小田垣商店
享保十九年創業
兵庫県丹波篠山市立町9番地
TEL:079-552-2369(代)

奥茶/宿 オイト
Oito本館
丹波篠山市河原町186
Instagram oito_tanba

加東アート館
加東市下滝野 1269-2
TEL:0795-48-4915
休館日 水曜日
観覧料 大人 440 円
小学生 220 円・幼児無料

新聞+折込チラシ
de
have a nice day!
折込センター(株)
丹波篠山市北新町82
TEL(079)552-2530

丹波篠山でいちご狩り
お子様大歓迎
45分食べ放題
ささやまベリー1
丹波篠山市野中868

家電 電気 電話 PC ネット 新規 のご相談は
(株)イマイ無線電器
TEL 079-552-3188
営業時間9:00~19:00(日曜定休日)
〒669-2341 丹波篠山市都家130-17

ホームページ制作
しなかの窓
TEL 079-558-7444

丹波篠山 映像祭 2026
わたしたちは
丹波篠山映像祭を
応援しています!

会場案内
四季の森 生涯学習センター
丹波篠山市網掛429
TEL 079-594-1160
中央図書館
丹南篠山口 IC
網掛
吹新
吹新東
バザールタウン篠山
東吹コンビニ

報告１２　教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
					12/19 9:30 市議会 13:20 議員全員協議会	12/20
12/21 14:00 第49回篠山混声合唱団75周年記念リサイタル（田園交響ホール）	12/22 13:00 薬物乱用防止教室（篠山中学校） 16:00 西紀中学校訪問	12/23 8:30 政策会議	12/24 8:20 岡野小終業式 16:00 所属長会	12/25 13:15 12月例規審査会	12/26 13:30 中森選手2025年シーズン報告会（丹波篠山市民C） 16:00 仕事納めの会	12/27
12/28	12/29	12/30	12/31	1/1 9:00 今田元旦マラソン（上立杭交流館）	1/2	1/3
1/4	1/5 8:40 仕事始めの会 9:00 支所等巡回 14:00 来客対応 15:15 重点支援交付金予算協議 16:00 丹波県民局訪問	1/6 12:00 来客対応 15:00 来客対応	1/7 8:30 城北畑小学校始業式 10:00 【1月】議案検討会 13:00 R8施政方針にかかる主要事業計画市長ヒアリング	1/8 9:00 R8施政方針にかかる主要事業計画市長ヒアリング 18:00 教育委員協議会	1/9 10:00 小・中・特別支援学校1月定例校長会 14:30 令和７年度第３回丹波地区教育委員会連合会研修会（丹波市）	1/10

日	月	火	水	木	金	土
1/11 10:00 丹波篠山市消防出初式（田園交響ホール） 14:00 令和７年度丹波篠山市はたちのつどい（田園交響ホール）	1/12	1/13 8:30 部長会議・政策会議 9:30 篠山中学校訪問 13:15 R8 当初予算市長査定	1/14 10:00 R8 当初予算市長査定 17:00 所属長会議 19:00 校区変更意見交換会（古市コミュニティ消防 C）	1/15 10:00 危機管理研修会 15:30 新年賀詞交換会（ユニトピアささやま）	1/16	1/17 9:00 （東雲）学習発表会 13:00 軟式野球試行的体験会（篠山東中学校） 15:00 校区変更説明会（コミュニティセンター城南会館）
1/18 9:00 丹波篠山市新春駅伝大会（黒豆の館）	1/19 8:50 第１次人事ヒアリング 13:15 １月例規審査会 15:00 指定管理者選定委員会	1/20 【終日】3 月補正市長査定 8:30 政策会議 16:00 臨時議会	1/21 9:00 第１次人事ヒアリング 17:00 所属長会議	1/22 8:50 第１次人事ヒアリング	1/23	

第126回丹波篠山市議会師走会議一般質問

丹波篠山市教育委員会　教育長　丹後政俊

質問１　子どもファーストで小学校選択制を

（答）学校教育法施行令により、就学すべき小中学校は教育委員会が指定することになっており、丹波篠山市では「丹波篠山市立小学校・中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則」により通学区域を設定し就学校を指定しています。ただし、住所による画一的な就学校の指定のみでなく、就学校変更許可基準により、住居に関する理由や教育的配慮に関する理由等、児童生徒の具体的な事情に即して、就学校の変更を許可することとしています。

丹波篠山市においては、通学区域は道路や河川等の地理的状況の他、地域社会がつくられてきた経緯や住民感情と地域の実態を踏まえて設定しています。また、学校は地域社会においてコミュニティの形成・醸成を図っていく中心的役割であるとともに、子どもたちにとっても、集落コミュニティやこれまでに培われてきた風土等、一定の校区概念の中での教育展開を図ることが必要であると考え、地域住民の参画による体験活動や学習活動、地域行事への参画等のふるさと教育を通して郷土愛を育んでいます。子どもたちにとっては身近な素材から学ぶこと、大人にとっては当事者として学校運営に関わる仕組みを積み上げてきています。

従いまして、通学先の選択肢を広げることについては、現時点で、教育委員会としては考えていません。暑さによる児童の体力的な負担軽減を目的に令和３年度から実施している夏季期間中における下校時のバス運行を継続しつつ、教育委員会としては引き続き、通学区域による就学校の指定を基本とし、現在の就学校変更許可基準により、就学校の変更に対応していきたいと考えています。

質問２　更なる芸術のまち　丹波篠山「芸術士制度」の導入へ

（答）「芸術士派遣制度」につきましては、アーティストが保育・教育の現場にかかわることで、子どもが自ら考え、感じ、試し、表現する機会が広がる点に大きな可能性を感じています。先行自治体の事例においても、芸術的なアプローチが子どもの主体的な活動や表現意欲を高めるといった報告があります。

また、アーティストとともに自由に表現したり、失敗を恐れずに挑戦したり、仲間と協力しながら作品づくりを行う経験は、「想像力・創造性」、「自己肯定感」、「協働する力」、「自ら学び取る姿勢」といった、これからの社会を生き抜くための基礎となる力を育むうえで非常に重要であると考えています。

市内には、陶芸家や木工・ガラス・皮・金属等、様々な分野のクラフト作家、地域に根ざした芸術団体等、多様で質の高いアーティストが多数おられます。アーティストの皆様と子どもたちが出会い、学び合うことは、丹波篠山市の芸術文化の特色を生かした教育環境づくりにつながるものであると考えています。

質問３　教育長のリーダーシップの考え方が職場に混乱を招き、安全対策の不備や３事例（実態調査や検証なしでの冷却タオルの予算化、本会議での答弁と異なった教育委員会への報告、課長係長を欠いた職場をそのままにした）発生の要因になったのではないか。職階に応じたリーダーシップをとらせるべき

（答）私は、組織が目指す目標や方向性を示し、それに向かって各部署が趣旨を理解して自分で考え取り組んでいくというやり方を大事にしていますが、「職階に応じたリーダーシップをとらせること」は、自身も含め大前提であることは認識しています。各職員は夫々の職階に応じて、各部長のリーダーシップの下、精一杯職責を果たそうと努力していることは認識しています。

しかしながら、ご指摘いただきました一連の事項が起こってしまったことを受け、事務執行の責任者、事務局の所属職員を指導監督する者として、今後、要所要所では積極的なリーダーシップをしっかりと発揮していきたいと考えています。その上で、私を含め事務局職員が、これまで以上に危機管理意識を持ちながら、教育施策の執行に取り組んでいきたいと考えています。

質問４　教育現場における重層的支援体制の連携が必要ではないか

（答）学校におきましては、いじめ対策委員会の運営に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校に配置し、心理面・生活面の両面から、課題に対し迅速な介入・支援を行っています。また、必要に応じて社会福祉課等の関係課とも連携し、生活支援につなげる等、福祉・医療との重層的な支援も行っています。

加えて、いじめアンケートや心の健康観察等を通して、アウトリーチ支援も行っています。

質問５　子どもの権利を学校教育の中にどう位置づけるか

（答）これまでから「子どもの権利」については、今日の教育において極めて重要な理念であると認識しています。

例えば、特別活動においては、運動会や体育祭等の学校行事において、児童生徒が意見を出して、活動内容やスローガン作りについて主体的に参画する取組を進めています。

校則づくりのプロセスにつきましては、子どもが「おかしいな」と感じた時に、児童会・生徒会等、意見を表明できる場があります。子どもたちが議論して決めていくプロセスを大切にしたいと考えています。特に、中学校においては、髪型や服装、自転車の扱い等、生徒発信で見直しが図られています。

また、スクールソーシャルワーカーが、市内の小中学校へ出前授業に赴き、直接、子どもの権利について学習する機会も作っています。子どもたちのアンケートからは、「相談する大人が身の回りにいることに気づけた。」「たくさんの権利があることを知った。」という意見がありました。一方で、「相談することが難しい。」と感じている子どもたちもいますので、子どもたちの意見を受け止める教職員の姿勢も大切にし、今後も実践と研修を継続して進めていきます。